# 児童扶養手当 について

# 児童扶養手当を受給するためには

申請が必要です。

障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに していない児童や、父母が政令で定める程度の 養育している方に支給されます。※所得制限あり ている父または母や、父母に代わってその児童を 育成されることを目的として、その児童を監護し 児童扶養手当は、父または母と生計を同じく

※所得制限あり

### (現況届のお知らせ)

提出ですと、受給権が消滅してしまいます。 けることができません。2年間、この届が未 この届を提出しないと11月分以降の手当を受 れは、手当の受給資格を審査するもので、 は、毎年8月に現況届の提出が必要です。こ 手当を受けている方(支給停止の方を含む)

### 受付期間

8月1日(木)~8月30日(金) 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・振休は除く)

※8月13日(火)は、町民税務課

のみ午後7時まで受け付けます。

### 受付場所

町民税務課、今庄事務所

河野事務所

問合せ 町民税務課

**☎**0778-47-8015

# 特別児童扶養手当 について

# 特別児童扶養手当を受給するためには 申請が必要です。

を養育している方に支給されます。 している父または母や、父母に代わって児童 精神または身体に障がいを有する児童を監護



# 【所得状況届のお知らせ】

提出ですと、受給権が消滅してしまいます。 けることができません。2年間、この届が未 れは、手当の受給資格を審査するもので、 は、毎年、所得状況届の提出が必要です。こ この届を提出しないと8月分以降の手当を受 手当を受けている方(支給停止の方を含む)

### 受付期間

8月9日(金)~9月11日(水) ※8月13日(火)は、町民税務課 午前8時3分~午後5時15分 (土・日・振休は除く)

### 受付場所

町民税務課、今庄事務所

のみ午後
7時まで受け付けます。

河野事務所

問合せ 町民税務課

**☎**0778-47-8015

# 通学路に面するブロック塀等 の除却費用を一部補助します

びこれに類する塀)の除去費用の一部を補助しています。 ため、ブロック塀等(ブロック塀、石塀、れんが塀およ よる事故を未然に防止し、児童生徒の安全を確保する 町では、通学路に面するブロック塀等の倒壊などに

#### 補助対象

次のいずれかを満たすもの

- ■通学路に面し、ブロック塀等の高さが 2・2メートルを超えるもの
- 通学路に面し、ブロック塀等の高さが トル以内の間隔で設置されていないもの 1・2メートルを超えるもので、控え壁が3・4メー

### 対象者

次のすべてに該当する方

②町税等を滞納していないこと ①補助対象ブロック塀等を所有し、そのブロック塀の除却 (全部を解体、撤去または改修)を行う個人または法人

#### 補助金額

次のいずれか少ない方の額の3分の2 (上限2万円

- ブロック塀等の工事に要する経費
- ※県産材を利用した再設置は、上限60万円 ブロック塀等の総延長に80、000円を乗じた額

申請方法 教育委員会事務局までご相談ください。

問合せ 教育委員会事務局

**☎** 0778 - 47 - 8005